

午前10時30分開会

○小野委員長 おはようございます。ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

欠席届が出ています。ふかみ委員が体調不良のため、岩田委員が家族看護のため欠席です。

11月27日の本会議で全議員で構成する当予算特別委員会が設置され、同日の委員会において、委員長に私、小野、副委員長に岩佐りょう子委員、岩田ともり委員、桜井ただし……

○池田副委員長 池田。池田です。（発言する者あり）

○小野委員長 えっ。池田ともり委員。あ、何と言いましたか、私。（発言する者あり）ごめんなさい。失礼いたしました。池田ともり委員、桜井ただし委員がそれぞれ選任されました。委員並びに理事者の皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

議長、区長にご挨拶いただきます。

まず初めに、議長からのご挨拶をお願いいたします。

○秋谷議長 皆様、おはようございます。予算特別委員会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員及び理事者の皆様には、連日の議会日程にご協力を賜り、感謝申し上げます。今定例会に提出されました令和7年度一般会計補正予算第3号については、全議員で構成する予算特別委員会を設置し、審査を進めていくこととなりました。限られた日程ではございますが、小野委員長、岩佐副委員長、池田副委員長、桜井副委員長の下、精力的かつ活発なご議論を頂きますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

○小野委員長 次に、区長からご挨拶をお願いいたします。

○樋口区長 皆様、おはようございます。予算特別委員会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会におきまして予算特別委員会が設置され、委員長に小野なりこ議員が、副委員長に岩佐りょう子議員、池田ともり議員、桜井ただし議員がそれぞれ選出されました。予算審議につきまして、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日は、去る11月27日に本委員会に審査を付託されました、議案第53号、令和7年度千代田区一般会計補正予算第3号につきまして、何とぞご審議の上、原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。

○小野委員長 はい。それでは、ここで審査の進め方についてお諮りしたいと思います。当委員会に付託されました議案は、議案第53号、令和7年度千代田区一般会計補正予算第3号です。本日はその審査及び採決を行います。初めに一般会計補正予算第3号について執行機関から総括的な説明を受け、その後、配付資料及び補正予算説明書に基づき、歳出、歳入、債務負担行為の順序で質疑を行います。全ての質疑が終了した後に、補正予算第3号の採決を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

次に、出席理事者についてお諮りします。本日の委員会は、区長、副区長、教育長、条例部長、技監、担当部長、部庶務担当課長、所管の課長に出席を求め、補正予算に關係しない理事者は自席待機としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

それでは、本日の日程に入ります。議案第53号、令和7年度千代田区一般会計補正予算第3号について、概要説明をお願いいたします。

○前田財政課長 それでは、資料1をご覧ください。令和7年度一般会計補正予算案第3号の概要につきまして、ご説明申し上げます。本補正予算は歳入歳出予算と債務負担行為の大きく2項目がございます。

初めに歳入歳出予算についてご説明申し上げます。補正予算額は3億円、補正後の予算額は757億4,323万1,000円となります。

歳出の内訳でございます。一つ目は病児・病後児保育事業でございます。病児・病後児保育事業の需要に対応するため、施設の開設に係る経費1,620万円を追加計上するものでございます。二つ目は公園・児童遊園の整備でございます。神田橋公園につきまして整備の見通しが明確になったため、整備に要する経費2億8,380万円を追加計上するものでございます。

続きまして、歳入、財源でございます。病児・病後児保育事業につきましては、国庫支出金、子ども・子育て支援交付金が146万円、都支出金が子ども・子育て支援交付金及び子供家庭支援区市町村包括補助事業費合わせまして646万円、子ども・子育て支援事業基金繰入金が828万円でございます。公園・児童遊園の整備につきましては、社会資本等整備基金繰入金が2億8,380万円でございます。

続きまして、債務負担行為の補正につきましてご説明を申し上げます。

一つ目は（仮称）四番町公共施設整備でございます。資材及び労務単価高騰の影響、いわゆるインフレスライドでございますけれども、債務負担限度額を超えるため、補正をいたします。

二つ目は神田橋公園の整備でございます。先ほど歳入歳出予算の中で今年度部分をご案内させていただきましたけれども、工事完了が令和8年度となるため、設定をいたします。債務負担限度額4億2,570万円、債務負担期間令和8年度にて追加をするものでございます。

三つ目は内幸町ホール改修工事でございます。内幸町ホール改修工事につきましては、これまで電気と機械の設備工事が2回、契約不調になる等の状況にございます。工期延長及び事業費が変更となるため、債務負担行為の初年度であることから、廃止の上、新たに追加をいたします。債務負担限度額12億7,139万8,000円、債務負担期間令和8年度から令和9年度となります。

概要の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小野委員長 はい。それでは、一般会計補正予算第3号の歳出について、審査に入ります。項ごとに進めてまいります。

補正予算説明書14ページ及び15ページの説明を受けます。

○山崎子育て推進課長 それでは、補正予算説明書14ページ及び15ページの歳出、病児・病後児保育事業について、予算特別委員会資料2に基づきご説明をいたします。

まず項番1、趣旨でございます。本事業は、病気の回復期に至らない、または病気の回復期にある乳幼児で、保育所等における集団保育を受けることが困難な場合に、当該乳幼

児の保育を実施する施設の整備を行うものでございます。これまで行ったニーズ調査結果からも、病児・病後児保育のニーズが高く、現在、区内における病児保育室については、麹町地区に1施設整備している状況であることから、神田地区においても整備の拡充が求められていたところでございます。今年度に入り、神田地区の診療所において病児保育室の設置を検討しているとのご相談を受けました。内容を聞いたところ、開設が見込まれるということから、病児保育室を整備するため、開設に係る整備費等について追加の予算計上を行うものでございます。

項番2、実施内容でございます。開設時期としては令和8年4月を予定しており、そのための開設工事期間は、2月、3月の予定でございます。実施形態は診療所併設型であります。

次に項番3、経費概算でございます。本事業は開設等に要する経費について補助金を交付するものであり、事業費は1,620万円でございます。主な内訳としましては、施設改修費1,000万円、備品整備費400万円、開設前賃料76万円、人材確保費144万円であります。なお、財源としましては国及び都の補助金を約800万円、活用します。

ご説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○小野委員長 はい。それでは、質疑を受けます。

○米田委員 皆さんのが望んでいた神田地域に病児保育ができそうだということで、まずは感謝したいなと思います。

この病児保育なんですけど、開設までの費用ということなんですけど、1,600万計上されています。これ、急に、4月までなんで、急ピッチで工事を進めると思うんです。その際にいろんな協議をしていく中で、例えば開設、何名かはまだ聞かないんですけど、聞いたときに、いろんな病気の方、例えばインフルエンザだったら、今インフルエンザで預かっている。で、それ以外の方を預かることはできないとかいう病児保育もあります。そういうところで部屋を分けると。そういうふうになると、いろんな病気の方が一斉に、一時期に預かれるということになります。こういったことをするときに、パーティションとかそういう設備費用が新たにかかる可能性があります。これで今予算は組んでくれているんですけど、そういうことができるときになったら、柔軟に対応していただるために、備品以外にもこういうところでしっかり区で補助していただきたいんですけど、そのお考えは。お聞かせください。

○山崎子育て推進課長 開設した後の改修費ということについては、今のところまだ決まっているところではありませんが、今後検討していきたいと。ただ、これから開設するに当たっては、そういう違う疾病でも受けられるようにできるかどうかとかいうところも踏まえて、開設のための工事をしていくと。ただ、どのような形で受け入れるかなどの詳細については、今後、事業者と相談していきたいというふうに考えております。

○米田委員 来年度のことはまさにあっしゃるとおりなんんですけど、4月までに準備期間でいろんな変更とかも出てきた場合に關しても、しっかり柔軟にやっていただきたいという趣旨なんですけど、いかがでしょうか。

○山崎子育て推進課長 はい。柔軟に対応していきたいと思います。

○小野委員長 はい。よろしいでしょうか。

牛尾委員。

○牛尾委員 補正でこういうふうに出てくるということは、大体どこかしらやつていただけるところがあるのだろうというふうなことで補正で出てくると思うんですけれども、具体的なところは言えないとしても、大体どんな診療所で、どんな形といいますかね、要するに診療所の隣に部屋があるとか、上にあるのかとか、そういった、ちょっとそういったところも、もし、教えていただける部分だけご報告いただければなと思いますけど、いかがですか。

○山崎子育て推進課長 やはり病児保育室を設けるに当たっては、現実的には診療所の併設、すぐ近くで置いて実施をするというところが基本になってくるかなと思います。なかなか場所というところが、いい場所が近くにすぐあるかどうかというところがかなりハードルが高かったところなんですが、今回、小児科のクリニックさんで、すぐ近くで場所が空きそうだというようなお話を聞いております。そういった中でこの話が進んでいるところでございます。

以上です。

○牛尾委員 やつていただけるところが見つかったので、よかったですというふうに思っております。近くというのは、同じ建物じゃないということですね。すぐ近く。どれぐらいの近くかというのは、大体、歩いてすぐなのか。要するに、何かあった場合に、お医者さんとかが駆けつけるとか看護師さんが駆けつけるとか、そういったことも必要だと思うんで、その辺は心配ないということでよろしいですかね。

○山崎子育て推進課長 おっしゃるとおり、何かありましたらすぐに医師が駆けつけられるような状況というのが望まれるところでありますので、本当にすぐ目の前とかいう近くでございます。

○牛尾委員 分かりました。

○小野委員長 はい。よろしいでしょうか。

ほか、こちらの関連で、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

続いて、補正予算説明書16ページ及び17ページの説明を受けます。

○村田道路公園課長 それでは、補正予算説明書16ページ、17ページの款、環境まちづくり費、項、道路公園費につきましてご説明いたします。

先日の第4回定例会本会議でも答弁いたしましたが、本年作成し、2025年度グッドデザイン賞を受賞した公園づくり基本方針には、特定の利用者を対象とした具体的なニーズに対応することにチャレンジしていくことを明記しております。こうした考えを踏まえ、区内で初めて常時ボール遊びができる公園として、神田橋公園を改修していくものです。本整備に当たり、今年度2億8,380万円、債務負担行為として、来年度4億2,570万円の計7億950万円を予算計上させていただいております。

次に、整備内容について、予算特別委員会資料3に基づきご説明いたします。表紙をめくっていただき、1ページをご覧ください。神田橋公園は、2011年までバスケットコートのある公園として親しまれておりましたが、その後、東日本大震災の影響により、常盤橋修復工事の石材置場として使用され、最近までは自立支援センターが設置されていたため、公園として利用ができない状況が続いておりました。しかし、このたび自立支援セ

ンターが移管されることとなり、リニューアルすることいたしました。

続いて、2ページをご覧ください。今年度は、近隣住民の皆様に適宜「公園だより」で情報提供を行うとともに、7月には住民意向調査を実施し、その結果を踏まえて設計を進めてまいりました。自立支援センターの解体が来年2月に完了する見込みであることから、引き続き3月から公園整備に着手するため、このたび補正予算を計上させていただいております。

3ページをご覧ください。こちらが整備イメージ図です。もともと不整形な形状の公園ですが、その中で可能な限り大きくボール遊び広場を確保するとともに、残りのスペースも有効活用するため、住民意向調査でニーズの高かった遊具広場や噴水広場を設ける計画です。

4ページをご覧ください。これまで公園内には桜の木が植えられておりましたが、説明会で地域の方々から要望を頂いており、今後も公園管理の一環として保全してまいります。

5ページをご覧ください。そのほか、遊具や健康器具、ベンチ等をお示ししておりますが、安全性や活用性などを今後も検証してまいりますので、資料でお示ししたものとは別のものを設置する可能性もあることをご了承ください。また、図面下側の黄色っぽい箇所が通路となりますが、日本橋川に沿って歩ける空間として整備いたします。

6ページをご覧ください。ボール遊び場は、以前も親しまれていたバスケットボールのほかに、キャッチボールや、壁を使ったサッカーやテニスの練習も可能な構成を検討しております。

なお、本資料は、11月28日に開催した神田橋公園整備説明会で、公園近隣の町会長や教育関係者の皆様にもお示しさせていただいていることを申し添えいたします。

簡単ではございますが、説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○小野委員長 はい。質疑を受けます。

○入山委員 今、課長からいろいろ説明いただきまして、ありがとうございます。公園づくり基本方針2025に基づいて、公園の要望、機能の役割等を、それを入れながら公園づくりをしていただいたということで、今まで神田橋公園って、ちょっと暗いイメージであったところを、バスケットコートにしていただいて、またさらに今、支援センター、自立支援センターができたということで、これから新しい公園ができるかなと思うんですけども、11月28日の説明会、先日あったと思うんですけど、そのほかにどういったご意見、ご要望があったんでしょうか。

○村田道路公園課長 先ほど入山委員からもお話がありましたように、まず神田橋公園は大きな道路と首都高に挟まれているという立地から、若干暗いイメージがあるというところで、安全面を気にされると、心配だというご意見もございました。それにつきましては、我々も照明を、一般の公園よりは若干明るめの照明をつけまして、明るい雰囲気を夜でも保っていけるようにというふうに考えてございます。

また、ボール遊び場は24時間開放というわけではなく、夜間は施錠という形で現在考えております。これによって、このボール遊び場に住みついてしまうような方々となるべく少なくしていかなければなということで考えてございます。

○入山委員 今、時間の利用についても、夜間の利用についてもお話ししていただいたんです

けども、防犯カメラとか、あと常駐の管理とかという意見もあったと思うんですけども、また、あと青パトのチェック機能とか、そこら辺はどうお考えでしょうか。

○村田道路公園課長 すみません。説明が漏れておりました。おっしゃっていただいたように、防犯カメラを設置いたしまして、24時間、何かが起こってもちゃんと記録できるような状況というところをしっかりつくっていきたいと思います。また、青パトの警備も強化いたしまして、この夜間でも安全な状況というのを保っていきたいというふうに考えております。

○入山委員 ありがとうございます。意外と住民の方が、夜間利用もしたいという意見もあったとは思うんですけども、長く利用されるような安心・安全な公園を造っていく。一度造っておしまいではなく、維持管理、これから機能もどんどん更新していくというのも考えてはいかがかなと思うんですけども、いかがでしょう。

○村田道路公園課長 今おっしゃっていただいたように、一方で夜長くボール遊び場を使用したいというようなご意見もありました。学校や会社勤めが終わってからこの公園を利用して、ボール遊びをしたいというニーズも一定程度あるのではないかという考え方からのご意見だというふうに受け止めております。一方で、安全対策、安全面というところは表裏一体の部分もあるのかなというところで、その辺の案配等を地域の方々とも引き続き相談していきながら、適切な時間設定というところを今後考えていきたいと思います。

また、ハード的な整備というところよりも、ソフト的な運用というところで、引き続き柔軟な運用というところを考えていきたいというふうに考えております。

○入山委員 すみません。最後に、じゃあ。

神田橋公園は今回整備されるということですが、ほかの地域にもこういうご要望はあるにはあるんですけども、最後、そこだけお聞かせいただければと思います。

○村田道路公園課長 今回、神田橋公園が常時ボール遊びができる区内初の公園という形になりましたが、千代田区といえども広い、いろんな、行きやすい方、行きづらい方という方がいらっしゃると思いますので、引き続きボール遊びができる場所というところを我々としても探求していきたいというふうに考えております。

○小野委員長 はい。

牛尾委員。

○牛尾委員 今回、神田橋公園が改修、整備されまして、軟式ボールを含めたボール遊びができるということで、これは子育て世代の方々も非常に喜ばれているというふうに思います。私からは何点かだけ。

まず、この一番最後のページの図面のこの遊具広場のところは、すぐ高速の出入口になりますよね。やはり小さい子どもたちが、こういう遊具広場、ボール遊びができると、たくさん集まってくると思うんですね。その安全対策ということについてはしっかりとやっていただきたいと思いますけど、いかがですか。

○村田道路公園課長 今頂いたご質問については、資料の5ページをご覧いただければと思います。このページの右側の写真で、防球ネットという写真があろうかと思います。こちらはあくまで他事例の参考写真という形になりますが、こちらのように、側面だけではなく頭も、天井もネットでかぶせることで、ボールがどんなに高く上がっても外に出ていかないというような形で整備するということで考えてございます。

○牛尾委員 いや、それは軟式ボールも使えるということなんで、当然だと思うんですけど。鳥籠はね。要するにこの遊具広場のすぐ脇が高速の出口じゃないですか。ここに、例えば小さい子どもたちが飛び出すとか、そういうことがないように、しっかりと高いフェンスとか、本当に物理的に行けないようにするとか、そういうことが必要ですねという話なんですが、いかがですか。

○村田道路公園課長 ご意見をありがとうございます。例えば、今頂いた意見を踏まえて、例えば二重扉にするとか、扉が開いても外に出でいかないというようなことも考えていければなと思います。

○小野委員長 環境まちづくり部長。

○加島環境まちづくり部長 牛尾委員のご指摘、もっともですので、しっかりと対策を立てますので、よろしくお願ひいたします。

○小野委員長 はい。お願いします。

牛尾委員。

○牛尾委員 あともう一つ、あそこの高速の下のところに、今、喫煙所がありますよね。当然こういう公園を造るわけだから、喫煙所は撤去されるとは思うんですけれども、やはりあそこの喫煙所があったということで、やっぱりその後もたばこを吸いたい方が集まつてくる可能性もあると。そこもしっかりと対策をお願いしたいんですけども、いかがですか。

○村田道路公園課長 すみません。先ほどは失礼いたしました。

喫煙所については、今、公園の玄関口となるようなところにございます。ただ、今後小さいお子様等が遊びに来る中で、この玄関口に喫煙所があるのはふさわしくないなというふうに考えているところです。一方で、現在もこの喫煙所をご利用される方々は一定程度いるというふうに認識しておりますので、動線とはちょっと外れた場所ですね、3ページをご覧いただければと思うんですけども、この絵の左下辺りに喫煙所と書いてあるところがございますので……

○牛尾委員 ああ、ここか。ああ。はい。

○村田道路公園課長 そちらのほうに整備していきたいというふうに考えてございます。

○牛尾委員 はい。最後。私も入山委員の最後の質問と同じですけれど、やはり神田だけじゃなくて、ほかの地域でもこういった要望、ボール遊びがしたいという要望があると思うんで、そこはしっかりと、場所があればそこを狙って様々な公園を整備していくということで、どうぞよろしくお願ひしたいと思いますが、最後、いかがですか。

○村田道路公園課長 ご意見をありがとうございます。我々もなかなか大きな場所というのを確保するというのが難しいという認識ですので、小さい場所でも有効活用できるよう、今後も検討していきたいというふうに思います。

○小野委員長 はい。それでは、本件はよろしいですね。

失礼。大坂委員。お願いします。

○大坂委員 すみません。大枠のやり取りは終わっていますが、ちょっと細かなところを2点ほどだけ確認、ちょっとお願いをさせていただきたいんですけども、目的別の広場が整備されるということは、非常に大きな一歩を踏み出す形になるのかなと思っています。そうした中で、環境まちづくり委員会のほうで陳情が、ボール投げ、キャッチボールができるところというところで、今回、まだ正式な図面ではないんですけども、キャッチボ

ールができるようなしつらえにしていただけるということに関しては、非常に感謝しております。

ただ、この野球というと、ピッチャーがいて、キャッチャーがいて、初めてキャッチボールができるわけなんですけれども、ホームベースの後ろにキャッチャーって座るわけですね。そうすると、ホームベースの後ろって、1メートル以上ないと、キャッチャーが座れないんですよ。（発言する者あり）そういった、ちょっと細かな話になってしまふんですけれども、せっかくラインを引いていただいても、これ、使えないじゃんということ、がっかりさせるようなことがないように、恐らくこの野球だけじゃなくてバスケットですとかサッカーのこのフットサルの部分においても、ある程度専門的な方、千代田区の協会ですとか、そういった知識を持った方に一度見ていただいて、これで大丈夫なのかどうかというところの確認をしっかりとした上で進めていっていただきたいんですけども、その辺り、見解をお聞かせください。

○村田道路公園課長 大変貴重なご意見をありがとうございます。今頂いたご意見を踏まえて、専門の方にご意見を伺った上で、うまくこの場所が使えるような形を引き続き検討してまいりたいと思います。

○大坂委員 よろしくお願ひいたします。

もう一つ、水場ですね。5ページですか、5ページに水場の一応イメージという形で載せていただいているんですけど、これを見る限り、例えば飯田橋三丁目広場にあるものと同じようなものが設置されるのかなと思ってはいるんですけども、やはり最近の夏の暑さですとか、ここは完全に遊ぶ場所というか、スポーツを楽しむ場所にもなるので、水が、水場というものがそれなりに充実していたほうがいいんじゃないのかなというような感覚があるんですけども、その辺りは、飯田橋三丁目の状況等々を踏まえて、これで十分なのかどうかというところを一度精査していただいたほうがいいのかなというふうに感じるんですけども、その辺り、見解をお聞かせください。

○村田道路公園課長 夏の水につきましては、この水飲みもあるんですけども、噴水広場というところをこの敷地の中に設けさせていただきます。この5ページで言うと左上が参考の写真となりますが、現在、錦華公園でも、噴水広場として誰でも水浴びができるような、そういうスペースというところを今回も確保しようというふうに考えております。ですので、スポーツ、このボール遊びで汗をかかれて暑くなった方も、この噴水広場で水を浴びていただいて、涼んでいただくということもできようかなというふうに思います。（発言する者多数あり）水飲み。

○大坂委員 ちょっとイメージが違うのかなと思います。（発言する者あり）そこでシャワーを浴びるようなことはしちゃいけないと思うんですね、逆に言うと。（発言する者あり）要は、夏の暑い時期に、例えば夏休みですとか、お子さんがたくさん集まって、一生懸命バスケットをやったりキャッチボールをしたり、すごく汗をかいたり体が汚れたりするわけです。そういったときに、水場、手を洗ったり水を飲んだりする場所が1か所で足りるんでしょうかということなんです。今の飯田橋三丁目の使い方を見ても、それで十分足りるんだよということであればそれで構わないとは思うんですけども、その辺りを一度しっかりと確認した上で、後から増設というのは大変ですから、あらかじめその辺のところを調査してほしいなというのが意見なんですけれども、いかがでしょうか。

○村田道路公園課長 大変失礼いたしました。今頂いたご意見を踏まえて、ほかの広場の夏の状況ももう一度観察した上で、適切な水飲み場の設置場所、設置数というところを考えていきたいというふうに思います。

○小野委員長 田中委員。（「関連……」と呼ぶ者あり）あ、関連。

○田中委員 どうぞ。

○西岡委員 関連で一言いいですか。

○小野委員長 はい。西岡委員。

○西岡委員 今の話で、もう一言だけなんですけど、いわゆるこれはじゃぶじゃぶ池のことだと思うんですね。大人が使用するというよりは子ども向けだと思うんです。もう、ちょっとあまり細かいことを言いたくないですけど、今、大坂委員がおっしゃったとおりで、夏、これ、保護者が、周りで小さい子が遊ぶときに、要は猛暑の中で直射日光を浴びないように、しっかりとそういう猛暑対策ができるようにしていただきたいというところと、このいわゆるじゃぶじゃぶ池って、他区とかほかの地域だと親水広場という言い方をするんですね。で、この噴水広場だと、冬でも、要はいわゆる噴水で表現できてしまうので、親水広場だと、保護者の方が見れば、恐らく遊べる場所という認識なの。「噴水」だと遊べない箇所もあって、なので、ちょっとこの表現が噴水広場なのか親水広場なのか、細かいんですが、保護者目線で言うと、親水広場のほうがいいんじゃないかなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。それだけ確認させてください。

○村田道路公園課長 まず、暑さ対策というご質問でしたが、この親水、噴水、親水広場の近くにパーゴラというものをつけます。そのパーゴラに……

○小野委員長 呼び方の話。（発言する者あり）親水広場、日影対策と、（発言する者あり）はい、呼び方。「噴水」じゃなくて……

○西岡委員 「親水」。

○小野委員長 環境まちづくり部長。

○加島環境まちづくり部長 今の西岡委員の、理解しましたので、噴水ということだと、ただ、水が出ている。親水ということで、そこで少し涼みたいという、名称だけでそういうふうな印象があるよねというご指摘だと思いますので、それに関しては、今、28日にちょっと地域の方々にもこの資料をお渡ししていますので、ちゃんとそれを説明した上で変更させていただきたいなというふうに思います。

○西岡委員 ごめんなさい。

○小野委員長 どうぞ、西岡委員。

○西岡委員 親水って、親しむ水と書いて親水広場とよくあるので、それ、そのことです。ありがとうございます。大丈夫です。

○小野委員長 はい。

で、この関連、じゃないですか。関連。桜井副委員長。

○桜井副委員長 この公園の整備については、環境まちづくり委員会の陳情の中にも出てきて、このような形で造っていただけるというのは大変ありがたい話だと思います。私が質問したいのは、ここが公園、遊具を入れて、またはキャッチボールができる公園ということで結構なんですけども、防災という観点から、この公園の活用方法がどうなのかということを今聞きたいと思っています。

こここの隣には、内神田住宅ですよね。住宅があります。ですから、有事のときというのは、当然こここの公園というのは、内神田住宅の方たちも含めこの公園のところに来て、防災についての一つの拠点になるという可能性だってあると思うんですね。公園を造るときには、ここには防災の倉庫があります。トイレもありますけど、マンホールトイレの記述がないんですね。トイレはもうあふれちゃいますから、有事のときは。ですから、当然マンホールトイレの設置というものを、この公園内に分かるようなところ、トイレの近くでもいいですから、設置をして、それで、内神田住宅の方にも、有事のときのトイレについてはこうなんだということの説明をする必要がますあるということがます1点。

2点目はベンチです。たくさんいろいろなタイプのご紹介をここにしてありますけども、防災の観点から見たベンチというのは、かまどになるベンチ。いろんなところで紹介されていますよね。座るところの木の部分を裏返しにすると、そこにはかまどがあって、有事のときにはそこで火をたくことができるというベンチですね。それが何も示されていないんですね、この中には。やはりゆっくりここでくつろぐということも大切なことだとは思います。子どもの視点に立った公園ということについては何も私は申し上げることはないんですけども、そういう防災ということを考えたときには、一番左側の下から2番目のベンチというのは、これはまさにそういう防災の観点のベンチのようにも見えるんですけども、そういうようなご説明もなかったということで、そういう防災の視点に立ったこのつくりというものも含めて、やはり考えていかなければいけないんじゃないかなと思いますけども、その点についてはいかがでしょうか、お答えください。

○村田道路公園課長 貴重なご意見をありがとうございます。今頂いたマンホールトイレ、かまどベンチというアイデアを、地域の方々とも引き続き会話をしながら、設置について検討してまいりたいというふうに思います。

○桜井副委員長 既にね、既に今の計画には防災の視点の設備というのではないわけですから、そういう視点に立って、どうするのというところは喫緊にやっていかないと、間に合わなくなっちゃいますよ、ここはね。特に水関係、トイレ関係については、後から穴を掘ってそこにつなげればいいというものじゃないんですね。マンホールトイレは特に下水道に直結ですから、作られる場所というのはもう限られちゃうんですよ。ですので、そういうことも、もう早急に、これから皆さんのがんを聞きながらなんて言っていると、整備できなくなっちゃう。なので、早急にやっていただくようにお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○村田道路公園課長 はい。おっしゃるとおり、一度出来上がってからまた掘り返すとかというのは難しい部分もあるかなと思いますので、早急に対応しながら、整備について検討してまいります。

○桜井副委員長 はい。

○小野委員長 はい。これ、予算なので、ぜひ早急にお願いいたします。

田中委員。

○田中委員 ボール遊びができるような配慮をしていただいたということで大変ありがとうございますが、私もベンチについてなんですかけれども、今この5ページ目に出ているこの写真の例のままになるのか、ちょっと分からんのですけれども、このような形状だとすると、何というんですかね、寝ようと思えば寝れるベンチの形状ということで、

ちょっと治安の面で将来的にどうなのかなと。やっぱり海外の事例などを見ると、フラットで、寝れるような形状のベンチってほとんどなくなっていますので、そこら辺のご検討を頂けないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○村田道路公園課長 11月28日の説明会の中でも、町会長の方からやはりおっしゃっていることと同じような心配のご意見を頂きました。我々としてはそれを踏まえて、手すりといいますか、そういうのをつけて、寝そべらないタイプというところを今検討し始めたというところでございます。

○小野委員長 よろしいでしょうか。

○田中委員 はい。

○小野委員長 はい。それでは、こちらの関連についてはよろしいですね。

失礼しました。（発言する者あり）じゃあ、神田橋公園のことによろしいですね。小林委員。

○小林委員 自立支援センターが撤去されますけれども、これは何年間ここにあったんですか。

○清水保健福祉部長 5年間でございます。

○小林委員 ここの公園に自立支援センターがあって、なくなって、いい公園が設置される。皆さんのが望んでいて、今、質疑もありましたけれども、非常によいことで、何にも課題はないと思うんですけど、ただ、自立支援センターって、5年あって、これ、都心3区から区かで持ち回りをしていますよね。いずれ帰ってくるはずなんです、千代田区に。そのときにこういう公園が、こういう適地がないのが千代田区の問題だったんです、今まで。で、その前のときは四谷の外濠公園のところに造った。（発言する者あり）そのときもすごい課題があって、どこにするかというんで、ここに来たんですよ。ここから出ていただいたときに、また何年か、多分20年ぐらいたつかな、15年ぐらいで戻ってくるはずなんですよ。そのときに、千代田区は土地がないもので、もう公園とかそういう広場が全くないんですよ。また四谷の外濠に戻すつもりだと、大変これまた課題が大きくて。といって、場所がない。

ここを出ていただくのは結構なんだけど、その以降、どういうふうに区として15年先のことを、もしくは20年先のことを、区長さんもいらっしゃると思うんで、お答えいただきたいんですけども。この辺は、冗談抜きとして課題なんです、千代田区は確実に。ここはすごくいいことを今やっているんで、これのことについては問題とはしませんけれども、いずれ戻ってこなくちゃいけないんで、その辺の点をどう見通しているのかというのを、ちょっとご見解をお願いしたい。

○清水保健福祉部長 ご指摘のとおりでございます。非常に大きな課題だと思っております。まさにご指摘のとおりです。ただ、このことに関しましては、自立支援センターに限らず、公共施設の機能更新のときにはひとしくかかる課題だというふうに私どもとしては思っておりますが、ご指摘の点は非常に大きな課題だと思っております。

○小林委員 これは福祉部長だけで答えられる問題じゃないんですよ。（「そうだよ」と呼ぶ者あり）これは千代田区全体で考えなくちゃ、福祉部長が大変な問題でよく分かっていると言っても、千代田区として措置をしなくちゃいけないという課題なんで、これは公園だけの話じゃない。それから福祉部だけの話じゃないんで、その辺は副区長がご存じい

ただいて、今後対処していかないといけない問題として、課題として持っておいていただかないといけないんですけれども、いかがでしょう。

○夏目財産管理担当部長 今頂きました小林委員からのご質問なんですが、今年度、第1回か第2回か、ちょっと正確でないですが、区有地等活用検討会のほうで、今の自立支援センターの今後の取扱いということで、課題認識が共有されております。ですので、今、保健福祉部長からもありましたが、そういう課題の解決については、時間はかかるところはありますが、丁寧に検討していきたいと思います。

○小野委員長 はい。それでは、質疑はよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。以上で、歳出に関する質疑を終了いたします。

続いて、歳入について審査に入ります。

補正予算説明書8ページ及び9ページの説明を受けます。

○山崎子育て推進課長 それでは、補正予算説明書、8ページから9ページの説明をさせていただきます。病児・病後児保育事業の経費として、国より子ども・子育て支援交付金146万円の歳入があります。主に賃料補助や備品補助が対象となります。

ご説明は以上でございます。

○小野委員長 はい。質疑を受けます。なし。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 なし。はい。

続いて、補正予算説明書10ページ及び11ページの説明を受けます。

○山崎子育て推進課長 続いて、10ページから11ページの説明をさせていただきます。同じく病児・病後児保育事業の経費として、東京都より、子ども・子育て支援交付金146万円及び子供家庭支援区市町村包括補助事業費500万円の歳入がございます。子ども・子育て支援交付金は国と同じ補助対象となり、子供家庭支援区市町村包括補助事業費につきましては、主に工事費等が補助対象となります。

ご説明は以上でございます。

○小野委員長 はい。質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

続いて、補正予算説明書12ページ及び13ページの説明を受けます。12ページ、そして13ページですね。

○前田財政課長 それでは、基金繰入れについてご案内を申し上げます。

基金に関しましては、まず、子ども・子育て支援事業基金繰入金が828万円となってございます。公園・児童遊園の整備につき——すみません。そこまで。失礼します。

○小野委員長 はい。質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

それでは、以上で歳入に関する質疑を終了いたします。

続いて、債務負担行為の補正についての審査に入ります。

補正予算説明書18ページ及び19ページの説明を受けます。

○川崎子ども施設課長 それでは、補正予算説明書18ページ、19ページにございます、（仮称）四番町公共施設整備の債務負担行為の追加についてご説明させていただきます。（仮称）四番町公共施設の工事につきましては、資材及び労務単価の高騰に伴うインフレスライドに対応するため、契約の変更が必要となっております。このため、債務負担限度額を68億3,808万3,000円、債務負担期間を令和8年度とする新たな債務負担行為の追加をお願いするものであります。

こちらの（仮称）四番町公共施設整備の工事につきましては、これまで複数回、契約の変更を行ってきております。予算特別委員会資料4をご覧ください。令和2年の当初契約以降、工期の延長やインフレスライドなどへの対応のため、各工事において契約変更を重ねてきております。一番上の行の建築工事の例で言えば現在までに計4回の変更を行っており、当初契約時の65億5,600万円が91億6,951万4,412円へと増加しているところでございます。今回の債務負担行為の追加により、インフレスライド条項が適用される工事として、建築工事では第5回目、その他の工事では第4回目となる契約変更を今後行っていくこととなります。

ご説明は以上となります。

○小野委員長 はい。続いてお願いします。

○武笠文化振興課長 補正予算説明書18ページ、19ページの表の2段目、内幸町ホール改修工事でございます。恐れ入りますが、予算特別委員会資料5をご覧ください。

内幸町ホールの改修工事につきましては、工事の種別ごとに発注をしております。工事件名は項番2のとおり、ご議決いただく案件は二重丸がついているものでございます。

当初の工期は令和8年11月30日までを予定しておりましたが、項番5の契約状況のとおり、議決対象となる電気設備と機械設備の入札は2回不調となっております。そのため、令和8年度中に工事が終了するのは難しい状況となりまして、令和7年度予算で設定した債務負担行為を廃止の上、追加をお願いするものでございます。新たな債務負担期間は令和8年度から9年度となります。予算の見直しについては、全体の計画事業費で当初15億7,441万7,000円でしたが、18億5,519万8,000円に、2,878万1,000円増額となっております。（発言する者あり）あ、恐れ入ります。2億8,078万1,000円の増額となってございます。失礼いたしました。増額分には、既に契約した工事の工期延伸経費を含んでおります。

ご説明は以上でございます。

○小野委員長 はい。続いてお願いします。

○村田道路公園課長 続きまして、神田橋公園の整備につきましては、先ほどご説明させていただいたように、工事が令和8年度までの2か年にわたるため、債務負担行為を設定させていただいております。

以上です。

○小野委員長 はい。それでは、質疑を受けます。

○白川委員 工事の概括的な質問になります。最近の物価高騰、人件費の高騰で、工事の遅れというのでかなりコストが多くかかってしまう。つまり工事が伸びれば伸びるほどコストがかかってしまうという傾向があるようなんですが、実際いかがでしょうか。

○佐藤施設経営課長 建設業におきましては、昨年4月から、働き方改革の本格実施とい

うところがございます。この四番町の施設におきましても、4週8休、働く職員の方々ですね、というようなところの対応として、工期の延長、それに合わせて、短縮方策といったところでの契約変更をさせていただいているというところがございます。今、委員のほうからご指摘ございました工期が延びる、長い工期によって延びるおそれという部分については、やはり否めない部分もあるかなというふうに思っております。

また、一方で、昨今の夏場の熱中症対策といったところで、やはり働く時間、日中の働く時間に対する制限もかかってくるところがございますので、そういった部分も加味しながら、適切な形での工期の設定、あるいはその対応というものを図っていくところでございます。

○白川委員 ありがとうございます。

もう一つ、ちょっと知りたいのが、昨今、熟練工、特に修理・補修に関する熟練工が足りていないというお話を聞きますが、この千代田区でもそういった実感はありますでしょうか。

○佐藤施設経営課長 工種によってという部分はございますけれども、やはり社会状況的には、ベテランの熟練工が非常に少ないという部分はございます。現場においてはいわゆる60歳の定年を過ぎた高齢の方が入ってきて、やっていただいているという部分もございます。一方で、バブル後の経済の中で、雇用が非常に控えられたといった部分がございまして、現在、工事関係でございますが、40代、50代の部分の人間が非常に少ない、職人が少ないというような状況でございます。

○白川委員 そうしますと、今後は、割と若い人たちが中心になって、こういった工事をやっていくということが考えられますか。

○佐藤施設経営課長 そうですね。各業者のほうも、指導、育成のほうを今まで以上に丁寧に行っているといったところと、生成AI等を活用して、作業の効率化を図ったりとか、そういった部分を積極的に行っていると。また、建築の作業、業務ですと、非常に重いものを運んだりとか、そういう部分もありますので、それをサポートするような器具を活用したりという部分がございます。

どちらにいたしましても、やはり若手を積極的に採用し、丁寧な形での指導、育成を図り、早く現場のほうに慣れて、第一線で働いていくような人たちを育てていくというようなところが業界的に進んでいるというところでございます。

○白川委員 そういった人材不足の傾向というのは、今後も強まる可能性が高いのでしょうか。

○佐藤施設経営課長 そうですね。これまで各業者のほうで取り組んでいるところではございますけれども、そこの実績を踏まえて、これからもより一層増えてくる部分があろうかなといったところは認識しているところでございます。

○白川委員 一番懸念しているのは、こういった必要な工事があるのに業者がいないという状態というのが今後起こる可能性というのがあれば、相当、行政的にも困ったことになるなと思っているんですが、その可能性も今後は考えていたほうがいいでしょうか。

○佐藤施設経営課長 今、建設物価の高騰、それと人手不足といったところと、あと、一つ、大きなところが2020年のオリンピック・パラリンピック、実際には2021年という部分がございましたけれども、公的な施設の整備とオリンピックの整備というところ

があって、民間が工事等をかなり控えていたという部分がございます。で、オリンピック・パラリンピックが終わって、そこが一斉に民間から出てきたと。それと併せて、工事物価の高騰、人手不足というところがふくそうしてきているというような状況でございます。もうしばらくは続していくのかな、それを踏まえた形での設計、積算、発注の仕方、これは区もそうですけども、東京都も同じような形で検討している、考えているところがございますので、いましばらく、そういった状況を踏まえながら、発注をしていくような形になろうかなというふうなところを認識しているところでございます。

○小野委員長 よろしいでしょうか。

牛尾委員。

○牛尾委員 今の白川さんとのやり取りにも関連するんですけれども、内幸町ホールは不調になってしまったということですけれども、これは応募する業者がいなかったのか、それとも、いたけれども価格が全然合わないということだったのか、その辺の理由を教えていただけますか。

○湯浅契約課長 不調になりました案件につきましては、応札のほうはございました。その結果、辞退という形が2件、最低制限価格未満というのが1件というところでございます。

○牛尾委員 こういうふうに公共事業においてこういった入札の不調が起きて、工事が後ろにずれ込むとなると、それだけ区民の方々に影響があるということで、この間、ほかの自治体でも、例えば、埼玉とか板橋とか、中央区もそうでしたね、学校が建たないと、遅れてしまうということで、子どもたちが非常に影響を受けているという事例があって、なかなか、公共事業に対しての、入札する、手を挙げる事業者がいないと。先ほど民間の工事が増えているということもありましたけれども、そっちのほうが、業者にとっては実入りがいいから、そっちに行ってしまって、なかなか公共事業は手が挙がらないということが、今、起こっているようです。この前、NHKでは、公共事業に手を挙げると赤字になっちゃうというようなことをおっしゃる事業者もいました。

その辺について、区としては、今後こうした公共事業もどんどん行っていかなきゃいけなくなると思うんですけれども、そこについての考え方というのをちょっと教えていただけますか。

○湯浅契約課長 契約のほうが不調になった場合につきましては、やはり不調の原因というのをしっかりと事業者にも聞き取りをいたしまして、価格の調整などが可能であれば、価格の調整なども所管と共に相談いたしましてやっていきたいと思っております。

また、公告を行いますと、やはりどうしても時間というのがかなり過ぎてしまいます。2回の契約につきましても、これに伴いまして工期が遅れるという結果を招いておりますので、様々な契約の方法も模索いたしまして、できるだけ早期に契約ができる形で、今後、検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○牛尾委員 はい。

○小野委員長 小枝委員。

○小枝委員 四番町の公共施設の資料を出していただいているので、こちらの件で質問しておきたいと思います。

令和9年の2月26日工期でこれが完成する方向で考えているということで、建築費の

工事だけで引き算をすると、大体25億円増えましたよということなんだけれども、これでほぼできますよと、完成しますよということについては間違いないのかどうか。

それと併せて、いよいよ完成となってきたときに、今、無償で借りている保育園と児童館の仮園舎というのがあると思うんですけども、これが、結局、民間のところから何か月無償で借りることになったのかということをお答えください。

○川崎子ども施設課長 お答えします。

まず1点目の工期、令和9年2月26日、これは、昨年度の契約変更の結果、延長させていただいたところでございます。今回の債務負担に関わるインフレスライドのほうにつきましては、その費用のところだけですので、工期の延長は今のところ予定してございません。ですので、現時点で言えば、この予定工期どおり竣工する予定でございます。

2点目の仮園舎を設置させていただいている土地の民間所有者様からの使用貸借につきましては、特段、昨年度延長した際も、それによって、さらに延びるというような手続は行っておりませんで、当初の予定どおりで何とか無事にお返しできるような、現時点ではそういう予定でございます。

○小枝委員 何か月ぐらい。トータルで。

○川崎子ども施設課長 ちょっと、トータルの借りている期間については、少し確認させていただきまして、少しお時間を頂けますでしょうか。

○小枝委員 長いやり取りでしたので、ここで突然聞かれても分からぬということもあるかとは思うんです。ただ、これ、昔、事務事業評価であるとか行政評価というような考え方があって、千代田区も、今、それを取っていると思うんです。つまり、保育園・児童館の建て替えであるとか、この場合は付設された住宅であるとか、そうしたものをひっくるめて、建て替えるときにどうしたらいいかって、ちょうど平成27年だから、10年前にみんな悩んだわけですよ。私は2棟分割でやったほうがいいんじゃないかということを申し上げた。もう10年も前になりますので、皆さん追いかけることも困難であろうとは思いますが、ただ、今、ここに完成間近になってきたという段階で、要するに、行政評価あるいは事務事業評価として、幾らかけ、どんなプラスとマイナスがありながらここに至ったのかということは振り返られるようにしておいてもらいたいということの質問なんです。

ここで、新しい方はご存じないかもしれませんけども、2棟別々に建て替えるという当初計画であったのを、急に10年前に、1棟にしたほうが安い、早い、便利だと言われて、金額的にも、1棟案だと75億円の建設費で、2棟案だと81億円だということで、大きいほう、一遍に大きく建てたほうがいいんだということで言ったわけです。そのときいた人は半分ぐらいかもしれないんですけど、思い悩んで、結局は多数決で、多数で進んできたということについては、これはもう元に戻すことはできないので、私が今日この質問でしっかりと申し上げたいのは、やりっ放しで、後を振り返られないということは避けたほうがよろしいかということなんです。そこが、やっぱり、後の理事者にとっても、非常にこうやって急に聞かれても困るよという話にもなってしまうし、そのところは、委員長、今日、ここで本当は答弁してほしいけれども、できること自体は今は結構ですので、整理をする期間に入ったんじゃないかということを思いますけれども、いかがでしょうか。

○川崎子ども施設課長 直ちにお答えできなくて、申し訳ございませんでした。数字につきましては、すぐこの後分かると思いますので、またちょっとこの委員会の途中でお答えできればと思います。

また、もうもう数値関係、私どもは把握しているところでございますので、引き続き、しっかりと現在の期間や費用について、すぐに整理してご説明できるように、準備は整えていきたいと思います。

○小野委員長 はい。では、一旦、ちょっとご確認を頂くことは後でということで、引き続き、小枝委員。

○小枝委員 これ、待ちに待った子ども施設ですし、設計屋さんを見ても、本当に、よろしいかなという方々のようなので、いい空間ができる可能性は十分にあるし、できてしまえばやっぱりみんなの居場所になるので、いい誕生に向けていってもらうことが大事だと。そこは、やっぱり、生まれた子どもは育てるということだと思うんですけども、そのときに政策として判断した、要するに、民間の土地を無償で借りたという、ここの部分の、ある意味民間というのは株主総会もあるわけだから、ボランティアというわけにいかない。そうすると、何によってお返しできるのかということになってしまふわけなんですね。

この、当時、予算組みの中に、ちゃんと予算要求に、というか当初予算書に、月額640万円の賃料が載っていたんですよ。それが、民間で借りる土地まで決まっていて、急に消えて、急に1棟建てで、急にただで借りるとなった。ちょうど、そういうふうなことの混乱の中で、子どものためなのに大人の事情でゆがめられたという部分もたくさんあって、平成27年というのは、まあ、28年までですけれども、本当に苦しい、見えない状況の中で来ているということを、まあ、ここでは何もなかったことにはできないので、はっきり言えば日テレさんなんだけれども、そうしたら、私の計算では124か月かなと思っているなんだけれども、に及ぶ無償貸付け、恐らく金額的には相当な億単位だと思うんですけども、何によってお返しするのかということ。これは子ども部では答えられないわけです。何によってお返しするんですかということを答弁してもらいたいと思います。ちょっと無理……

○川崎子ども施設課長 私どもの認識としましては、土地所有者様の方の、一つ、ご厚意といいましょうか、使用貸借させていただいているものと認識しております。今、現時点での、何をもって返すというものは、今、現時点で子ども部のほうでは特段用意しているものはございません。

あと、先ほどの土地をお借りしている期間でございます。当初の使用貸借の契約日が平成28年の5月でございました。一旦延長させていただきまして、現時点、令和9年の9月末までお借りしている予定でございます。11年間でございます。

○小野委員長 11年間。

小枝委員。

○小枝委員 お調べいただいて、11年間ということで、ありがとうございました。

そういう経過があって、今後のところでなんですか、土地のない場所でいろんな試行錯誤があるんだろうと思うんですけれども、やはり、開発を予定する企業と無償貸付けをするというようなやり方、それは全くオープンに公明正大にやる分にはいいんですけども、そういうことが結果的に後によくない宿題を残すことにもなり得るということを意

識しながら、この、あまり営利を目的とする民間企業に無理を言ったり、混乱をさせたり、そして、安易に無償で借りるというようなことを、これ、本当は子ども部に答えさせるというのは本当に苦しいし、言わせることではないということを私は思っているんですけども、ただ、部長とかは、皆さん、横にいろいろ動いてもいることだから、事情は重々よくよく分かっていると思うので、そうしたことも踏まえながら、今後の、何というんですかね、混乱を先送りしない、糧にしてもらわなければならぬというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○小川子ども部長 ちょっと、当時のいきさつについて、少しお話をさせていただきたいと思います。

確かに予算の上で、お借りするための費用を計上して、こちらとしても、当時、先方に有償で貸していただきたいというお話をしておりました。ところが、こちらから何度もそういうふうなお話をしても、無償でお貸しいただけると、そういうお話をございましたので、特に、そのときに、こちらではきちんと予算立てもしていたのですから、当然それを、後から返すとか、そういった発想は当時もありませんでしたし、決して私どもとして安易に無償で借りたということではございません。その点はご理解ください。

○小枝委員 当時をよく知る者からすると、そういうふうに言うのかもしれませんけど、もう周辺に、もう民間のところの借りられるところもあったし、三番町の麹町仮保育園の空き家もあったし、経費的に言えば、このほかにも図書館の仮施設だって造っているわけです。だから、大きいことはいいことだと言って、当時はもう反論の余力もなく流れていったなんだけれども、物事の全体的な発想として、こういう流れだけでやってしまうと、特に、これから先の経済状況においては、大きな、何というか、足かせになることがたくさんありますよということは、全理事者にも知っておいてほしいですし、私、質問したり、資料要求すると、パワハラだと言われちゃうんだけれども、そういうことを知りながら、やっぱり歩いていかないといけないということも、この千代田区の持っている事実ではあるというふうに思うので、その点では、ここで、何か全部やり切る話ではないので、こうしたことを認識した上で先へ進んでいっていただきたいという意味で、質問させていただきました。

○小野委員長 はい。こちらについて、まとめてご答弁いただけそうでしょうか。

○村木政策経営部長 ただいま小枝委員から四番町のことについて、当時、最初、計画が出た当初の経緯から含めて、いろいろお話をございました。小枝委員おっしゃるように、当時から様々議論があって、皆さんで議論していただいた結果、今回のような1棟建てということで、また、園舎等については仮施設を借りてやるということでやってきた経緯がございます。これについては、結果的に見てみると、様々にいろいろ課題もあったかとは思いますけど、そういうものも含めて、今後こういった、何というんですか、過去の様々なそういう経験等、そういうものを生かしながら、次のまた新たな施設整備については、様々に皆さんでご議論いただいた上で進めていきたいというふうに考えてございます。

○小枝委員 はい。最後。

○小野委員長 小枝委員。

○小枝委員 そういう答弁になっていくんだと思いますけれども、当時、もう時効だと思

うので言わせてもらうと、子ども部さんのほうは一生懸命動いていて、やっぱり、ちょっと被害を被った部分がすごくあったんですね。で、（発言する者あり）そのがために、区営住宅だって、職員住宅のところに移転すれば、別に仮住宅も要らなかった。もっと安い費用で、もっと早くコンパクトに保育園・児童館の建て替えが可能であったということは、過去を振り返れば明確であるという部分もあるんです。でも、それこそ、そういう過去を言っても、もう今となっては、いい施設を完成させてもらうという方向でしか考えられないで、しかし、行政評価、最初に申し上げましたように、ここは政経部の重要な仕事だと思うんですけれども、何のためにこの仕事をしたのか、幾らかけていたのか、どういうところがうまくいって、どういうところがうまくいかなかったのかということが、後の者が振り返られるようにしておくということは、非常に今後の教材として必要だと思うので、先ほどそれに近い答弁をされましたので、そういうことで結構ですから、（発言する者あり）ぜひ、認識をしながらやってもらいたい。よろしくお願ひいたします。

○村木政策経営部長 ただいまご指摘いただきました、この四番町という件に限らず、今、行政評価というのが出ましたけど、行政評価につきましては、ちょっとなかなか難しい面があって、進まないところなんんですけど、政経部のほうでもいろいろ検討しているところでございますので、そういうったものも含めまして、こういった経験、これを生かしながら、施設整備のほうは進めていきたいというふうに考えてございます。

○小野委員長 はい。それではよろしいですね。

はやお委員。

○はやお委員 四番町の公共施設のところを確認したいと思います。

先ほどもありましたように、当初は82億7,000万ということだった。それが、結局は113億ということで、31億円の増加になった。ここは、きっちりやっていかなくちゃいけない。これは、我が会派のほうの代表質問でも、今後の財政計画の見直しをするべきではないかという提案もさせていただいている。このところについては、議論はここでする内容ではありませんので、あえてしません。そしてあと、先ほど小枝委員のほうからありましたとおり、随分議論があった中での総括、反省はするべきだと考えています。

そこで、まず確認をしなくてはいけないのが、この31億の増額になったことを、ちょっともう少し詳細に確認したいと思います。それはなぜかといいますと、非常に定性的な言葉だけでなっているんですけど、これは予算審議ですから。そうなると、何かというと、コロナの対策があります、アスベストがありました、そして、インフレスライドがありました、働き方改革の問題がありました。それぞれ、これが、この何回かに及ぶ中で、何億ぐらいが、それ、増額の原因だったかというのを、これは示さなくちゃいけないんですよ。私も、やっぱり民間での予算担当をやっていたときに、この理由と入れたら、それは幾らとやるのが普通なんですね。それが何にも書いていないから、それぞれの第1回、第2回、第3回、第4回となっているところのそれの増額になった理由をお答えいただきたい。

○川崎子ども施設課長 本日お示ししました資料4につきましては、これまでの契約変更の中で示させていただきました資料を載せておりますので、特段、新しい情報はございません。

中に書いてあります備考的なところで、それぞれコロナウイルスの関係や工期の延長と

載せておりますが、ちょっと、今のこの資料の中では、その各増額分が一体それぞれ何が何億円に対応していると、そこまでは、ちょっと本日、手元にはございませんので、もし必要がありましたら……

○はやお委員 必要……

○川崎子ども施設課長 ちょっと工事の担当とも確認しながら、整理していきたいと思います。

○はやお委員 ちょっと、その姿勢の問題を言うつもりはないんですけれども、結局は、例えば第1回のところで、コロナウイルス、まあ、確かにありましたよ。で、延びましたよ。だから、そこで、全てここが82億7,000万から83億9,000万になったと。約1億1,900万、これが全てがコロナによる対応に影響したのかどうかということを聞いているんです。ほかのものはなかったんだったら、「なかった」と答えるべきなんです。で、当然のごとく、じゃあ、コロナでは、第2回のときもコロナのことが書いてあります。コロナの対応に、あとアスベストの除去の問題がありました。じゃあ、それぞれ増額は幾らというふうに計算されたんですかということを聞いているんです。それが答えられないということは、予算審議にならないんですよ。お答えいただきたい。

○佐藤施設経営課長 ちょっと工事関係でございますので、私のほうからご答弁させていただきます。

第1回の契約変更でございますが、今、委員のほうからご指摘ございました1億1,900万円余りの増というところでございます。これにつきましては、コロナの感染拡大防止に対しての工期の延長が3か月、それと、入居者の移転期間の延長2か月、計5か月の工期の延長を行った費用でございます。

それと、第2——続けてでよろしいですか。

○はやお委員 いいよ。

○佐藤施設経営課長 はい。すみません。

第2回の契約変更でございます。こちらの部分が、入居者の方の移転の延伸ということで、9か月の工期の延長、それと、既存の建物にアスベストが含まれていたといったところで、工期の延長7.5か月、合わせて16.5か月の工期の延長を行いました。トータルといたしまして、11億700万円余りというところでございます。この工期の延長部分につきましては、建築、電気、空調、給排水全てでございますけれども、アスベストの部分については建築のみというところでございまして、建築工事のほうが約10億円でございます。そのほかは三千数百万円という金額でございます。

続きまして、第3回の契約の変更でございます。こちらにつきましては、インフレスライドの対応といったところで、これは建築工事のみでございます。インフレスライドによる対応というところと、あと、施工方法、地下の躯体の解体方法ですとか山留めの変更ですとかそういったこと、それと、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策というところでございまして、合計で8億5,900万円余りでございます。このうち、インフレスライドにつきましては、8億円余りの金額で、解体方法及びコロナといったところで5,800万円余りの変更でございます。

次に第4回でございますが、建築のほうが4回で、それ以外の工事については3回目というところになりますけれども、こちらにつきましては、トータルとして10億3,60

0万円余りの増というところでございまして、全体といたしますと、インフレスライドの対応、それと、働き方改革に伴いまして、工期を6.5か月延長させていただきました。その部分の金額が増になっているというところでございます。建築工事につきましては、約3か月間の工期の短縮方法を検討したといったところと、建設発生土の処分場の変更を行ってといったところでございます。それと、空調設備は、自動制御システム、機器の変更とか、あるいは給排水については、自動水栓を一失礼しました、手動の水栓をコロナ対策として自動水栓に替えたといったところでございまして、建築工事のほうの増額が6億4,400万円余り、電気工事のほうが1億4,600万円余り、空調設備工事につきましては1億2,700万余り、給排水設備につきましては1億400万円余り、昇降機設備工事については300万円余りの増額をさせていただいたというところのものでございます。

大まかでございますが、以上でございます。

○はやお委員 じゃあ、確認になりますけど、第1回のところについては、ほぼこの5か月ということで、コロナウィルスの対策をしたので、この1億1,900万というのが増額のほとんどの対象だということで間違いないのか、そのところをお答えいただけます。

○佐藤施設経営課長 そのとおりでございます。コロナ対策といったところで、現場のほうは一時中止命令をかけまして、その期間を延長したと。その期間に係る部分の経費を計上させていただいて、契約変更を行ってきたというところでございます。

○はやお委員 結局、第2回のところも、今言ったアスベストが10億と。結局はそこが大きいことだったんだということが分かるように、やっぱり資料を書いていただきたいんですよ。これだと、この様々な要因が複合していて、それが幾らなのかというのが見えないところに、私は本来のこの資料としては不十分だというふうに思うんですね。ここについては、今日はここにとどめますけれども。（発言する者あり）

で、何かといったらば、インフレスライドは分かりましたよ。確かにインフレということで、建築費が1.3倍というふうに、建築協会か何かのところで出ています。それで、実勢には最低でも2倍にはなっているだろうということからすると、こういう数字が出てくるんではないかという、感覚的なものなんですね。だから、そこを、今回、三十何億も上がってきてますから、このところについて、単価がどのくらいに上がって、こういうふうに労務のほうはなっていますよというところの整理はされているのか、そこをお答えいただきたい。

○佐藤施設経営課長 根拠、内訳のほうでございますけれども、区のほうで行っております単価については、東京都のほうをお借りしてという、R I B Cというシステムの単価を使っているという部分がございます。それが一つ根拠になります。それと、その中で、昨年度からの上昇率等もございますので、そういうものが参考になるかなといったところ。また、一方で、国、国土交通省のほうで、毎年、建設労務単価等を出しているところがございます。その中の上昇率、これとの比較も参考になるかなと。それと、単価等を出しているところの、ちょっとすみません、名前が、私、忘れてしまって申し訳ないんですけど、その部分で、各工種ごとの建設物価の上昇率というものを毎年出しておりますので、そういうのも参考になるかなと。当然ですが、東京都のほうの単価を使いな

がら、積算等を行っておりますが、それ以外、つまり、そこで項目がないものについては、全て見積りを取っております。それと、あと、月々出ている物価本と言われる本がございますけども、建設物価、そういうものを参考にして出しているという部分がございますので、過去の例を参考にしつつ、上昇率というものを確認しつつ、数値的な形で、当然ですが、おかしくない、根拠があるような形で設計のほうを行わさせていただいた上で、契約変更、あるいはインフレスライド等を対応させてきていただいているというところでございます。

○はやお委員 まあね、今日、今、ただいまそのような説明であれなんんですけど、本来であれば、単価がこういうふうになって、そしてまた詳細な工種別というか、工種別にこうなっているというのを具体的に書かなかつたら、この予算のはできないんだろうと思うんですよ。だから、今日、今回は、ここのことについては、今説明いただきましたので、その中で答弁として受け止めさせていただきますが。

もう一つ、だから、今後は、資料についてね、ちょっとこれ、雑駁過ぎます。何かといったら、このことを、区民に対して、妥当性、正当性があるかということを、我々はチェックをしなくちゃいけないんですよ、議会側としては。そうなったときに、こういう定性的な言葉だけで、そしてまた、その数字、今回、やり取りによって分かりましたよね。だけど、そういうものが、やっぱり資料を提示するときに、ほとんどの大半のものというのは、アスベストが10億だとかということは書いていただかないと、議論がああなっちゃいます。

そこで、あと確認することが、第3回の契約変更金額のところに書いてありますように、工事工期が「令和8年8月14日」と書いてあるんですね。ここで、もう最後だよねと、ずっとと思っていたわけですよ。そしたら、新たな働き方改革関連法案による施行によりと書いてある。このところについて、この8月14日を決めたときはいつ——決算だったと思う、去年の決算だったと思うんですけど、の前後だったと思うんですけど、これ、いつ8月14日ということで提示したのか、お答えいただきたい。第3回だよ。

○佐藤施設経営課長 工事工期、令和8年8月14日でございますが、第2回の契約変更の際に、工期の延長を9か月と7.5か月プラスして、16.5か月延長させていただいた、その際に、8月14日といったところで延長させていただいたというところでございます。その部分は、ちょっと繰り返しで申し訳ございませんけども、区営住宅に住まわれている方々の移転の部分で9か月の延長と、アスベスト除去による工期の延長7.5か月で、16.5か月と。その部分で、8月14日といったところでお示しさせていただいたところでございます。

○はやお委員 じゃあ、はっきり言います。この第3回のところをあえて確認しているのが、いつ決裁されて、8月14日に——第2回のことでしょう、決めたのは。第2回でしょう。でも、第3回のときも同じ日に終わるというふうに書いてあるわけですよ。それがいつ決裁されて、いつそういうふうに判断をされたかって、もう一度、日付をはっきり答えていただきたい。

○佐藤施設経営課長 工事の契約の議案関係のものが主なんですけれども、契約の変更等につきまして、工期の延長もそうんですけども、設計の内容、契約の内容、それを変更するときには、内部の契約変更検討会議というところがございまして、（発言する者あり）そ

こにかけて、そこでご了解を頂いた上で、諸般の手続に入していくというところでございます。

で、申し訳ございません。今、ちょっと手元にその当時の契約変更会議の日付等の資料がございませんので、ちょっと確認をさせていただければと思います。

○はやお委員 こここのところが問題なければいいんです。というのは、結局は、働き方改革の施行が2024年4月1日なんですよ。だから、もう既に、こここのところについては、含みおいて、その時程は決めていたんじゃないですか。だったらば、そう決めてあるんだったらば、いや、違いますよと。その後ですよと。あ、後じゃなくて、その前だったんで。でも、前だって、これが4月1日、去年の4月1日になっているということであれば、それはもう予見した上での数字だというふうに認識していたんですけど、そのところを確認したいんですよ。お答えいただきたい。

それが分からないんだったら、ちょっと調べてもらわないと。

○小野委員長 じゃあ、一旦、休憩します。暫時休憩。

午後0時0分休憩

午後0時0分再開

○小野委員長 では、再開します。

施設経営課長。

○佐藤施設経営課長 すみません。ちょっとご質問を聞いていなくて、申し訳ございませんでした。

昨年2024年4月1日から、建設業においては、5年間の猶予期間が来て、本格実施をされるというのは承知しているところでございました。したがいまして、それを踏まえた形で、工期の設定という部分をご指摘されているのかなという部分がございます。

ただ、実際的には、実際に現場の状況、働く方々、あるいは、協力会社、下請さんの職人の配置等の状況、それと、建設工事、実はかなりロジスティック、いわゆる運搬、物流の部分でかなり手間暇がかかるというか、関係する部分、例えばコンクリートを打設する場合についてはミキサー車が動いてくるんですけども、その運転者の関係とか、そういう部分で、この以前の契約変更の段階では、あることは分かっていたんですけど、具体的に現場がこの業界がどう動くのかというのが非常に難しいというところがございましたので、実際に動いてから、関係するところもいろいろございますので、その状況を確認しながら、工期の延長をさせていただけてきたというところでございます。

○小野委員長 はやお委員。

○はやお委員 だから、そういう答弁が必要なんですよ。つまり、予見できていることなのか、予見できなかったのか、そのところがあるんで。結局は35億もかかっていることですから、そこを区民に説明しなくちゃいけないんですよ、我々は。しなくちゃいけない。こここのところについては、いや、施行しているじゃねえかと。だったら、でも、予見ができなかったから、やってみてのところなんだという説明をみんなに分かりやすくするということが、これじゃあ、何かといったら、施行されたから延びたんですというさ、他人事なんだよ、これ、はっきり言って。だから、やっぱり、実際、実務はおっしゃるとおりでしょう。やってみなくちゃ分からぬところって、たくさんあるんですよ。だけど、そのところが分かるように説明していただかないと、「ああ、なるほどね。今回のどこ

ろについては、これによって、10億の加算が出てきたんだね」という話が出てくるわけですよ。ただ、決して、そんな無法にやっているとは思っていないですよ。だけど、やっぱり、そこを説明責任が行政サイドもあるし、我々はそれをチェックするあればあるので、いま一度そのところについて、ここについては、働き方改革のことについての施行は、予見できなかった部分があるというような答弁の仕方を、もう一度していただければと思います。

○佐藤施設経営課長 ご指摘を賜りました。働き方改革の部分、やってみなきゃ分からぬいというよりも、事前に様々な業界等も連絡を取りながら、状況を確認し、また、この工事においては、設計事務所のほうでも管理に入っておりますので、設計事務所を通じて様々な情報を整理しつつ、実際に現場のほうがどう対応できるのか、施工者側からもスケジュール等を出させて、それを調整して積み上げてきて、で、実態を踏まえた形でさせていただいてきたというのが実情でございますので、引き続き、やはり丁寧なというか、そのところまで、どこまでご説明、ご報告していくかという部分もございますけども、丁寧な形で分かりやすく努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○小野委員長 はい。

それでは、関連、よろしいですか。白川委員。

○白川委員 これ自体というよりは、ほか、最近、解体についての費用のかさみ方というのが非常に大きくて、他区の例とかも調べたら、確かに他区もかなり高くなっていて、それは、二、三年前と比べても相当高くなっているようです。それで、その理由というのを教えていただいてもよろしいでしょうか。（発言する者あり）

○小野委員長 聞こえなかった。（「解体」と呼ぶ者あり）解体。（「解体費用が……」と呼ぶ者あり）解体費用。解体費用。

施設経営課長。

○佐藤施設経営課長 工事に関係する部分でございますので、私のほうからご答弁させていただきます。

解体の部分でございますが、例えば、アスベストでいきますと、様々に基準が変わってきて、その中の処理、処分の仕方も変わってきたというところで、より一層、丁寧な形で、手間暇、処分、運搬、そういうものも含めて経費が上がってきているという部分がございます。また、昨今のCO₂削減ですとかリサイクルと、そういった部分もございますので、解体の中で発生するもの、随分以前は、ほとんど産業廃棄物として処分、コンクリートと鉄筋ぐらいは有価物として処理という部分も若干あったりはしたんですけども、やってきたものなんですけども、昨今は、それをやはり有効利用ということで、かなり細かく細分化して分けて、ごみはごみとして産業廃棄物として出す部分もあるんですけども、そういったものも仕分けして出しているという部分もございますので、そういった中で、非常に期間も長くなってくる。期間が長くなってくるということは、仮設等の費用もかさんでくるという部分がございますので、そういった部分で、過去において比較したときには、解体工事費が上がってきている部分があるかなというところで認識しているところでございます。

○小野委員長 はい。それでは、ここまででよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。以上で、債務負担行為の補正に関する質疑を終了し、補正予算第3号に関する質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、討論は省略いたします。

これより、採決に入ります。

ただいまの出席者は全員——失礼しました。ただいまの欠席委員は、岩田委員、ふかみ委員です。採決は起立により行います。

議案第53号、令和7年度千代田区一般会計補正予算第3号に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小野委員長 はい。賛成全員です。よって、本案は、賛成全員により可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託された議案の審査を終了いたします。

終わりに、議長からご挨拶をお願いいたします。

○秋谷議長 予算特別委員会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

小野委員長、岩佐副委員長、池田副委員長、桜井副委員長をはじめ、委員の皆様には熱心に審査をしていただき、誠にありがとうございました。また、理事者の皆さんにもご協力いただき、ありがとうございました。

執行機関におかれましては、当予算特別委員会での貴重な議論の中で出された指摘事項について、今後の区政運営に反映されるよう努めていただくとともに、真摯に予算執行していただきますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

続いて、区長からご挨拶をお願いいたします。

○樋口区長 予算特別委員会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

大変お疲れさまでございました。ご提案いたしました令和7年度千代田区一般会計補正予算第3号につきまして、原案どおりご議決を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

ご審議の中で頂きましたご意見、ご指摘につきまして、執行機関と真摯に受け止めます。今後の区政運営にしっかりと進めてまいります。

委員長の小野なりこ議員、副委員長の岩佐りょう子議員、池田ともり議員、桜井議員のご尽力に感謝を申し上げます。委員各位におかれましては、御礼を申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

続いて、私から一言ご挨拶をさせていただきます。

本日の予算特別委員会では、様々な角度からの精力的なご審査を頂き、誠にありがとうございました。また、理事者の皆様にもご協力いただき、ありがとうございました。

本日の予算特別委員会ですが、以上をもちまして閉会したいと思います。どうもありがとうございます。

午後0時10分閉会